

# 緊急事態宣言の対応について

令和3年4月24日  
ラケットパルテニスクラブ

お客様各位

日頃はラケットパルテニスクラブをご利用いただき誠にありがとうございます。

当施設は1000㎡を超える面積であるため休業要請の対象施設となりました。

従いまして、4月25日に発出される新型コロナウイルス感染拡大防止に対する緊急事態宣言を受け、下記の通り対応いたします。

## ① 休業期間について（期間中のイベント、行事も含む）

**4月25日（日） – 5月11日（火）**

ただし早期解除、再延長になった場合はその都度対応いたします。

## ② 月謝引落について

5月分引落しは4月27日（火）です。

停止は間に合いませんのでご了承ください。

再開時の調整方法や6月分お月謝に関しては改めてお知らせいたします。

## ③ 振替について

休業開始時に有効な振替は全て9月27日（月）まで延長します。

## ④ チケット類の対応

記載されている有効期限より2か月延長いたします。

本日（4月24日）付で有効なレッスンチケット、フリーチケット、ショップ割引券、年間レンタルコートチケットなどが対象です。

## ⑤ 受付開始の延長（全て再開時に改めてお知らせします）

4月26日（月）受付開始の、5月日程調整期間イベント

5月1日（土）受付開始の、ポイントレッスンとプレイコート

1か月前受付開始の、オーダーレッスン

## ⑥ フロント営業

ご質問などは、4月25日（日）・26日（月）10:00 – 15:00の間で電話のみ対応いたします。

皆様におかれましては、どうぞ健康に留意いただき、気を付けてお過ごしください。一刻も早くテニスが楽しめるように願っております。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。